

## 資料編

1	計画の策定経過	124
2	神奈川県男女共同参画審議会委員	125
3	神奈川県DV対策推進会議構成員	126
4	県民意見募集（パブリック・コメント）の概要	127
5	女性支援に関する歩み（年表）	128
6	売春防止法の抜本的な改正又は新たな法整備を求める意見書	132
7	関係法令	133
	(1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	133
	(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	137
	(3) 売春防止法	147
	(4) 人身取引対策行動計画 2022（抄）	156
	(5) ストーカー行為等の規制等に関する法律	157
	(6) 児童福祉法（抄）	161
	(7) 児童の虐待の防止に関する法律（抄）	162
	(8) 神奈川県立女性相談支援センター条例（案）	164
	(9) 神奈川県女性自立支援施設条例（案）	165
	(10) 女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）	167
	(11) 神奈川県男女共同参画推進条例	170
	(12) 神奈川県共生推進本部の設置及び運営に関する要綱	172
8	神奈川における女性支援の流れ	174
9	相談窓口一覧	175

## 1 計画の策定経過

年月		経過
2022（令和4）年	11月	・（国）第1、2回「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議」の開催
	12月	・市町村へのヒアリングを開始 ・民間団体へのヒアリングを開始 ・関係機関へのヒアリングを開始 ・（国）第3、4回「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議」の開催
2023（令和5）年	1月	・（国）第5回「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議」の開催
	3月	・（国）困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針の告示
	5月	・女性支援に係る有識者に対して意見を聴取 ・市町村施策状況調査を実施
	8月	・第11期第7回神奈川県男女共同参画審議会 「計画骨子案」を議論 ・困難を抱える女性に係る実態調査を実施 ・市町村に「計画骨子案」について意見照会
	9月	・第2回県議会に「計画骨子案」を報告
	11月	・第11期第8回神奈川県男女共同参画審議会 「計画素案」を議論 ・第10期第1回神奈川県DV対策推進会議 「計画素案」を議論
	12月	・第3回県議会に計画素案を報告 ・県民意見募集（パブリック・コメント）の開始 ・市町村に「計画素案」について意見照会
2024（令和6）年	1月	・第11期第9回神奈川県男女共同参画審議会 県民意見募集の結果概要の報告及び「計画案」を議論 ・第10期第2回神奈川県DV対策推進会議（書面開催） 県民意見募集の結果概要の報告及び「計画案」を議論
	2月	・第1回県議会に「計画案」を報告
	3月	・県民意見募集の結果及び県の考え方を公表 ・計画策定

## 2 神奈川県男女共同参画審議会委員

第11期神奈川県男女共同参画審議会委員  
(任期 2022年6月1日～2024年5月31日)

氏名	職業・役職等
井上 匡子 いのうえ まさこ	特定非営利活動法人かながわ女性会議副理事長 (特定非営利活動法人かながわ女性会議推薦)
◎ 岩田 喜美枝 いわた きみえ	住友商事株式会社社外取締役 株式会社りそなホールディングス社外取締役 味の素株式会社社外取締役
太田 バークレイ 結斐 おおた バークレイ ゆい	公募委員
川島 高之 かわしま たかゆき	NPO法人ファザリング・ジャパン理事 株式会社川島製作所代表取締役社長
○ 白河 桃子 しらかわ とうこ	相模女子大学大学院特任教授
鈴木 紀子 すずき のりこ	日本女子大学現代女性キャリア研究所客員研究員
仁平 純一 にへい じゅんいち	株式会社横浜銀行人財部長 (一般社団法人神奈川県経営者協会推薦)
野村 浩子 のむら ひろこ	東京家政学院大学特別招聘教授
萩原 周子 はぎわら ちかこ	日本労働組合総連合会神奈川県連合会副事務局長 (日本労働組合総連合会神奈川県連合会推薦)
橋本 陽子 はしもと ようこ	弁護士 (神奈川県弁護士会推薦)
矢作 拓 やはぎ ひらく	鎌倉市共生共創部地域共生課担当課長
湯澤 直美 ゆざわ なおみ	立教大学コミュニティ福祉学部 学部長・教授・立教学院理事

◎は会長、○は副会長

### 3 神奈川県DV対策推進会議構成員

第10期DV対策推進会議委員構成員  
(任期 2023年6月1日～2024年5月31日)

委員	横浜地方法務局人権擁護課長
	横浜市DV対策所管課長
	川崎市DV対策所管課長
	相模原市DV対策所管課長
	神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室人権男女共同参画担当課長
	神奈川県立かながわ男女共同参画センター相談課長
	神奈川県立女性相談所長
	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課長
	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課長
	神奈川県教育委員会教育局行政部行政課専任主幹(人権教育担当)
	神奈川県警察本部生活安全部人身安全対策課長
	DV被害者支援に係る民間団体の代表者
	その他のDV対策に係る関係団体の代表者
	その他の市町村(DV対策所管課)の代表者

## 4 県民意見募集（パブリック・コメント）の概要

かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画（仮称）素案に関する県民意見募集の結果について

### 1 募集概要

#### (1) 意見募集期間

令和5年12月15日（金）から令和6年1月14日（日）まで

#### (2) 意見提出方法

フォームメール、郵送（手話を撮影・録画したDVDの送付を含む、）ファクシミリ

### 2 募集結果の概要

#### (1) 提出された意見の件数 79件（延べ件数 245件）

#### (2) 意見内容の概要

区分	件数
1 第1章「女性支援事業の経緯と今日的意義」に関する意見	7
2 第2章「計画の基本的な考え方」に関する意見	4
3 第3章「困難な問題を抱える女性の状況及び取り組むべき事項」に関する意見	7
4 第4章「計画の内容」に関する意見	190
5 第5章「推進体制」に関する意見	10
6 参考資料に関する意見	2
7 計画全体に関する意見	27
8 その他	7
計	254

#### (3) 県の考え方の概要

区分	件数
A 計画案に反映しました。（ご意見の趣旨を既に記載している場合を含みます。）	124
B 計画案には反映しませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	17
C ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	76
D 計画案には反映できません。	22
E その他（感想・質問等）	15
計	254

## 5 女性支援に関する歩み

年	国等	神奈川県
1952（昭和27）年		・婦人相談所設置
1956（昭和31）年	・「売春防止法」制定	
1982（昭和57）年		・婦人総合センター（後のかながわ女性センター、現かながわ男女共同参画センター）が開館し、相談事業開始
1991（平成3）年		・県内の一時保護施設運営団体に構成する「女性の一時保護連絡会」を婦人相談所が事務局となり設置
1997（平成9）年		・かながわ女性センターで、国・県・市町村の相談機関で構成する「女性への暴力相談等関係機関連絡会」を設置し、県内の連携を推進 ・市町村担当職員研修及び県・市の女性相談員研修実施 ・かながわ女性センターにおいて、女性総合相談窓口を開始
1999（平成11）年	・「男女共同参画社会基本法」公布、施行	・「女性への暴力相談“週末ホットライン”」開始 ・女性の一時保護連絡会を設置し、定期的に県内の女性の一時保護機関の情報交換と連携の強化 ・かながわ女性センターにおいて、「女性への暴力に関する調査研究」を実施
2000（平成12）年	・「児童虐待の防止等に関する法律」制定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」制定	・県警察本部に「女性・子どものための相談電話」を設置し、電話相談を実施 ・県警察本部に「ストーカー対策室」設置 ・被害者向け「相談窓口情報カード」を作成し、関係機関に配布 ・かながわ女性センターにおいて、DVを理解するための県民向け冊子「ドメスティック・バイオレンスをなくすために」や外国籍被害者向けリーフレット「夫からの暴力に悩むあなたへ」を作成、配布 ・かながわ女性センターにおいて、女性への暴力相談窓口を設置
2001（平成13）年	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）制定	・「かながわボランティア活動推進基金21」において、民間団体との協働事業により外国籍被害者の支援を実施（～平成17年度） ・かながわ女性センターにてメンタルケア開始 ・県・市町村・民間団体との協働による一時保護施設を運営
2002（平成14）年	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）全面施行	・被害者向け「相談窓口情報カード」を多言語（6言語）で作成し、関係機関に配布 ・「神奈川県男女共同参画推進条例」制定 ・市町村担当職員研修及び県・市の女性相談員研修の実施 ・被害者向けのリーフレット「シェルター利用のごあんない」を日本語及び多言語（5言語）で作成し、県・市町村に配布 ・婦人相談所及びかながわ女性センターに配偶者暴力相談支援センター設置 ・被害者及び同伴家族の確実な一時保護に向け、保護を開始し、一時保護施設を設置

年	国等	神奈川県
2002(平成14)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察との連携・協力のもとに、婦人相談所で休日夜間の一時保護を実施</li> <li>・医師会、弁護士会、市町村代表及び県で構成する「神奈川県DV対策関係行政機関等連絡会議」を設置し、県内の連携を推進</li> <li>・婦人相談所と一時保護を委託する民間団体との定期的な連絡会議を開催</li> </ul>
2003(平成15)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人相談所から女性相談所へ名称変更</li> <li>・かながわ女性センターにおいて、DV自助グループ立上げ支援事業を実施</li> <li>・かながわ女性センターにおいて、民間団体の設置する被害者への貸付基金活用支援を開始</li> <li>・地域の市町村、警察、児童相談所等の関係機関で構成する「地区DV対応情報交換会議」を、政令市・中核市を除く県内8地区で開催し、地域での連携を推進。政令市・中核市は独自に同様の会議を開催</li> <li>・女性相談所による民間委託施設スタッフへの研修を実施</li> </ul>
2004(平成16)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)第一次改正</li> <li>・「配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則」施行</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)第一次改正法の施行</li> <li>・「犯罪被害者等基本法」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者暴力相談支援センターかながわ県民センター窓口において、男性被害者の相談を試験的に実施</li> <li>・一時保護施設を10施設に拡充し、各施設の特色を生かし、被害者の個々の状況に応じた一時保護を実施</li> <li>・首都圏(4都県)での連絡会議を開催</li> <li>・人身取引の被害者の一時保護を開始</li> </ul>
2005(平成17)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力防止啓発用のチラシ「ストップ!暴力」を作成、配布</li> <li>・女性相談所において、被害者の就労支援方策を検討するためのモデル事業を実施</li> <li>・「神奈川県DV対策関係行政機関等連絡会議」を廃止し、新たに民間団体代表を加えた「神奈川県DV対策推進会議」を設置し、DV被害者に対する総合的な支援策やDVの防止について協議</li> </ul>
2006(平成18)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間団体との協働事業により、「外国籍被害者のための多言語相談シート(7言語)」を作成、配布</li> <li>・「かながわDV被害者支援プラン」策定</li> <li>・配偶者暴力相談支援センターかながわ県民センター窓口において、自立サポート相談、外国籍被害者のための多言語相談(6言語、民間委託)、男性被害者相談及び夜間緊急対応を開始</li> <li>・民間団体に対し、被害者自立支援活動への補助事業開始</li> <li>・一時保護施設に対し、女性相談所の心理判定員を派遣</li> <li>・被害者及び同伴児童の健康管理の対応のため、女性相談所に看護師を配置</li> <li>・同伴児童の保育体制の充実のため、女性相談所に保育士を配置</li> </ul>

資料編5 女性支援に関する歩み

年	国等	神奈川県
2007(平成19)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)第二次改正</li> <li>・全国知事会による配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携に関する申合せ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県有施設を活用して、一時保護後の自立に向けた訪問支援型のステップハウス事業(3戸)を開始</li> <li>・配偶者暴力相談支援センターかながわ県民センター窓口において、法律相談を開始</li> </ul>
2008(平成20)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)第二次改正法の施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かながわ女性センターにおいて、デートDV防止啓発用リーフレット「デートDVってなに?」を作成、県内高校生向けに配布</li> <li>・暴力防止啓発用のチラシ「ストップ!暴力」を改訂、配布</li> <li>・かながわ女性センターにおいて、「デートDV(交際相手からの暴力)防止に関する調査研究」を実施</li> </ul>
2009(平成21)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「医療関係者向け DV対応の手引き」を作成、医療機関に配布</li> <li>・「かながわDV被害者支援プラン」改定</li> <li>・多言語相談に中国語を加え7言語で実施</li> <li>・「かながわボランティア活動推進基金21」において、民間団体及び教育局との協働事業によりデートDV防止のためのシステム構築事業を実施(～平成25年度)</li> <li>・かながわ女性センターにおいて、大学生向けデートDV防止啓発講座を開始</li> </ul>
2010(平成22)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者向け「相談窓口カード」を多言語(7言語)で作成</li> </ul>
2011(平成23)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市がDV相談支援センターを設置</li> <li>・かながわ女性センターにおいて、高校生を対象としたデートDV予防啓発冊子を全面的に見直し、「超カンタン デートDVの基礎知識」を作成</li> <li>・かながわ女性センターにおいて、DV気づき講座を開始</li> </ul>
2012(平成24)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・かながわ女性センターにおいて、県民向け啓発冊子「ドメスティック・バイオレンスに悩む女性たちへ」を作成、配布</li> <li>・相模原市が配偶者暴力相談支援センターを設置</li> </ul>
2013(平成25)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)第三次改正 ※法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められる</li> <li>・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正、施行</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」策定</li> </ul>	
2014(平成26)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)第三次改正法の施行</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」一部改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県警察本部に「人身安全事態対処室」設置</li> <li>・「かながわDV被害者支援プラン」を改定し、「かながわDV防止・被害者支援プラン」を策定</li> <li>・DVに悩む男性のための相談を試験的に実施</li> </ul>



年	国等	神奈川県
2015(平成27)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・かながわ女性センターを県藤沢合同庁舎に移転し、「かながわ男女共同参画センター」(かなテラス)に名称変更</li> <li>・DV相談窓口をかながわ男女共同参画センターに集約し、相談窓口を再編</li> <li>・DVに悩む男性のための相談を開始</li> <li>・国に対し売春防止法の抜本的な改正等を要望</li> </ul>
2016(平成28)年 2017(平成29)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市がDV相談支援センターを設置</li> <li>・県警察本部に「人身安全対策課」設置</li> <li>・「医療関係者向け DV対応の手引き」を改訂、医療機関に配布</li> </ul>
2018(平成30)年	・「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」の開催	・「かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)」を策定し、「かながわDV防止・被害者支援プラン」を構成事業に位置付け
2019(平成31)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「DV等の被害者のための民間シェルター等に関する支援の在り方に関する検討会」設置</li> <li>・「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」中間まとめの公表</li> <li>・「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JK ビジネス」問題等に関する緊急対策」の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性が抱える悩みのための「LINE相談」を試験的に実施</li> <li>・「かながわDV防止・被害者支援プラン」を改定</li> <li>・かながわDV相談LINEの本格実施</li> </ul>
2020(令和2)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「若年被害女性等支援モデル事業」を実施</li> <li>・啓発冊子「DVまんが この日常は、異常でした」を作成</li> </ul>
2021(令和3)年		・「かながわ女性の不安・困りごと相談室」を大船に開設
2022(令和4)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援法)が成立</li> <li>・「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議」の開催</li> <li>・「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」(AV出演被害防止・救済法)が成立、施行</li> </ul>	
2023(令和5)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」公布</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>①保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化</li> <li>②基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充</li> <li>③協議会の法定化</li> </ul> </li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」一部改正</li> </ul>	・「かながわ男女共同参画推進プラン(第5次)」を策定し、「かながわDV防止・被害者支援プラン」及び「困難を抱えた女性等に対する支援」を構成事業に位置付け
2024(令和6)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援法)の施行</li> <li>・悪質ホストクラブ対策への取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」を策定</li> <li>※かながわDV防止・被害者支援プランの内容を包含した形で策定</li> </ul>

## 6 売春防止法の抜本的な改正又は新たな法整備を求める意見書

### 売春防止法の抜本的な改正又は新たな法整備を求める意見書

生活困窮や家庭環境の破綻などにより正常な生活を営むことが困難であるなど、保護、援助が必要で、かつ他法で支援できない女性やDV被害者への支援は、女性相談所等の女性保護事業が担っている。このような支援対象のほとんどは、施設設置の根拠法である売春防止法が当初想定していた「売春」とは関わりないが、同法は昭和31年の制定以来抜本的に改正されることなく現在に至っている。

女性の貧困や性被害が大きな社会問題となる中で、女性保護事業の果たす役割はますます大きく、重要になっている。女性を人権侵害から守り、自立に向けて適切な支援を行うため、その根拠となる売春防止法の改正又は新たな法整備を行うことが必要である。また、施設職員の配置基準の見直しや、支援に当たる相談員等の専門職としての明確な位置付け、国や地方自治体の責務の明確化などを行い、国庫負担金の拡充等の財源措置を含めた抜本的な改善が必要である。

よって国会及び政府は、女性を人権侵害から守り、自立に向けて適切な支援を行えるよう、次の事項について所要の措置を講じられることを強く要望する。

- 1 女性保護事業が、困難を抱える女性達の自立に向けた支援を適切に行うことができるよう、売春防止法の抜本的な改正又は新たな法整備を行うこと。
- 2 「女性相談所」や「女性保護施設」、「女性相談員」が、女性を人権侵害から守り、自立支援機能を十分に果たせるものとなるよう、財源措置を講じるとともに、職員の配置基準を改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 7 月13日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣  
法 務 大 臣  
財 務 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣  
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣  
(男女共同参画)

殿

神奈川県議会議長

## 7 関係法令等

### （1）困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

##### （基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

##### （国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

##### （関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

##### （緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施

令和6年4月1日施行  
 設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

#### 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

##### （基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
  - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

##### （都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
  - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよ

う努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第三章 女性相談支援センターによる支援等 (女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
- 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象

となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

#### (女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

#### (女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

- 2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

#### (女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

#### (民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への

同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

#### (民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

#### (支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

## 第四章 雑則

### (教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

### (調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

### (人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

### (民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

### (都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

### (都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

**(国の負担及び補助)**

第二十二條 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

**第五章 罰則**

第二十三條 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**附 則 抄**

**(施行期日)**

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 略

三 略

四 略

**(検討)**

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**(準備行為)**

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 略

**(売春防止法の一部改正)**

第四条 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第三章 補導処分(第十七条-第三十三条)

第四章 保護更生(第三十四条-第四十条)

附則」を

「附則」に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「とともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずる」を削る。

第三章及び第四章を削る。

**(婦人相談所に関する経過措置等)**

第八条 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十四条第一項に規定する婦人相談所は、女性相談支援センターとみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条第三項第三号の一時保護及びその委託は、第九条第七項の規定により行われる同条第三項第二号の一時保護及びその委託とみなす。

2 この法律の施行後に行われる女性相談支援員の任用に当たっては、この法律の施行の際現に旧売春防止法第三十五条第一項又は第二項の規定により婦人相談員を委嘱されている者については、第十一条第三項に規定する人材として、その登用に特に配慮しなければならない。

3 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十六条に規定する婦人保護施設は、女性自立支援施設とみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条の收容保護及びその委託は、第十二条第二項の規定により行われる自立支援及びその委託とみなす。

**(旧売春防止法に規定する費用に関する経過措置)**

第九条 施行日前に行われ、又は行われるべきであった旧売春防止法第三十八条に規定する費用についての都道府県及び市の支弁並びに国の負担及び補助並びに旧売春防止法第三十九条に規定する費用についての都道府県の補助については、なお従前の例による。

**(婦人補導院法の廃止)**

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

**(政令への委任)**

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄**

**(施行期日)**

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

**(罰則に関する経過措置)**

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(政令への委任)**

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄**

**(施行期日)**

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

**(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (平成 13 年法律第 52 号)**

令和 6 年 4 月 1 日施行

令和 5 年法律第 30 号による改正

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

**第一章 総則****(定義)**

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

**(国及び地方公共団体の責務)**

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

**第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等****(基本方針)**

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町

村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

**(都道府県基本計画等)**

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

**第二章 配偶者暴力相談支援センター等****(配偶者暴力相談支援センター)**

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能

を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号、第八号の三及び第九号において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

**(女性相談支援員による相談等)**

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

**(女性自立支援施設における保護)**

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

**(協議会)**

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、

内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

**(秘密保持義務)**

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

**(協議会の定める事項)**

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

**第三章 被害者の保護**

**(配偶者からの暴力の発見者による通報等)**

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

**(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)**

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

**(警察官による被害の防止)**

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**(警察本部長等の援助)**

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止する



ための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

#### (福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和三十二年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

#### (苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第四章 保護命令

#### (接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。))の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。))を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下こ

の項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

#### (退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な

危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。))の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

#### (管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地  
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地  
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### (接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときであって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときであっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### （迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### （保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の

長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

#### （期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

#### （公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

#### （電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明

らかにする措置を講じなければならない。

- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

#### (保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

#### (即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命

令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

#### (保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあつては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあつては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

#### (退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条

資料編 7 関係法令等（2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

**（事件の記録の閲覧等）**

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

**（民事訴訟法の準用）**

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百二十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面	その他これに類する書面

	又は電磁的記録	
第百五十一条第二項及び第百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

**（最高裁判所規則）**

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則

で定める。

**第五章 雑則**

**(職務関係者による配慮等)**

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

**(教育及び啓発)**

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

**(調査研究の推進等)**

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

**(民間の団体に対する援助)**

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

**(都道府県及び市町村の支弁)**

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

**(国の負担及び補助)**

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用

のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

**第五章の二 補則**

**(この法律の準用)**

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

**第六章 罰則**

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用す

る第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

##### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

##### （検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

##### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

##### （経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

##### （検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

##### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経

過した日から施行する。

##### （経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

#### 附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号）抄

##### （施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### 附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

##### （施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 略
- 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

#### 附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号）抄

##### （施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

##### （その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

##### （検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号）抄

##### （施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

##### （政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律

の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

#### 附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

#### (保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

#### (民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第三百三十三条の二第五項及び第六項、第三百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。)を準用する」とする。

#### (罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑

法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

#### (政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

#### (検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二條第五号の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第二十九條の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百一条第一項第三号の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第百五十一条第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日



## (3) 売春防止法(昭和31年法律第108号)

令和6年4月1日施行  
令和4年法律第52号による改正

## 改正後の売春防止法(令和6年4月から)

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることに鑑み、売春を助長する行為等を処罰することによって、売春の防止を図ることを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律で「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

## (売春の禁止)

第三条 何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。

## (適用上の注意)

第四条 この法律の適用にあつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

## 第二章 刑事処分

## (勧誘等)

第五条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

- 一 公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。
- 二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身近に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

## (周旋等)

第六条 売春の周旋をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 2 売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。
  - 一 人を売春の相手方となるように勧誘すること。
  - 二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身近に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
  - 三 広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

## (困惑等による売春)

第七条 人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して人に売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 2 人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、三年以下の懲役又は三年以下の懲役及び十万円以下の罰金に処する。
- 3 前二項の未遂罪は、罰する。

## (対償の收受等)

第八条 前条第一項又は第二項の罪を犯した者が、そ

## 改正前の売春防止法(令和6年3月まで)

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによって、売春の防止を図ることを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律で「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

## (売春の禁止)

第三条 何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。

## (適用上の注意)

第四条 この法律の適用にあつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

## 第二章 刑事処分

## (勧誘等)

第五条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

- 一 公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。
- 二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身近に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

## (周旋等)

第六条 売春の周旋をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 2 売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。
  - 一 人を売春の相手方となるように勧誘すること。
  - 二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身近に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
  - 三 広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

## (困惑等による売春)

第七条 人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して人に売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 2 人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、三年以下の懲役又は三年以下の懲役及び十万円以下の罰金に処する。
- 3 前二項の未遂罪は、罰する。

## (対償の收受等)

第八条 前条第一項又は第二項の罪を犯した者が、そ

の売春の対償の全部若しくは一部を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

- 2 売春をした者に対し、親族関係による影響力を利用して、売春の対償の全部又は一部の提供を要求した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

**(前貸等)**

第九条 売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

**(売春をさせる契約)**

第十条 人に売春をさせることを内容とする契約をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の未遂罪は、罰する。

**(場所の提供)**

第十一条 情を知つて、売春を行う場所を提供した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 2 売春を行う場所を提供することを業とした者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

**(売春をさせる業)**

第十二条 人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせることを業とした者は、十年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

**(資金等の提供)**

第十三条 情を知つて、第十一条第二項の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

- 2 情を知つて、前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

**(両罰)**

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九条から前条までの罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**(併科)**

第十五条 第六条、第七条第一項、第八条第二項、第九条、第十条又は第十一条第一項の罪を犯した者に対しては、懲役及び罰金を併科することができる。第七条第一項に係る同条第三項の罪を犯した者に対しても、同様とする。

**(刑の執行猶予の特例)**

第十六条 第五条の罪を犯した者に対し、その罪のみについて懲役の言渡をするときは、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十五条第二項ただし書の規定を適用しない。同法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて懲役の言渡をするときも、同様とする。

**附 則**

**(施行期日)**

- 1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。ただし、第二章及び附則第二項の規定は、昭和三十二年四月一日から施行する。

の売春の対償の全部若しくは一部を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

- 2 売春をした者に対し、親族関係による影響力を利用して、売春の対償の全部又は一部の提供を要求した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

**(前貸等)**

第九条 売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

**(売春をさせる契約)**

第十条 人に売春をさせることを内容とする契約をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の未遂罪は、罰する。

**(場所の提供)**

第十一条 情を知つて、売春を行う場所を提供した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 2 売春を行う場所を提供することを業とした者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

**(売春をさせる業)**

第十二条 人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせることを業とした者は、十年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

**(資金等の提供)**

第十三条 情を知つて、第十一条第二項の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

- 2 情を知つて、前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

**(両罰)**

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九条から前条までの罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**(併科)**

第十五条 第六条、第七条第一項、第八条第二項、第九条、第十条又は第十一条第一項の罪を犯した者に対しては、懲役及び罰金を併科することができる。第七条第一項に係る同条第三項の罪を犯した者に対しても、同様とする。

**(刑の執行猶予の特例)**

第十六条 第五条の罪を犯した者に対し、その罪のみについて懲役の言渡をするときは、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十五条第二項ただし書の規定を適用しない。同法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて懲役の言渡をするときも、同様とする。

**第三章 補導処分**

**(補導処分)**

第十七条 第五条の罪を犯した満二十歳以上の女子に対して、同条の罪又は同条の罪と他の罪とに係る懲役又は禁錮につきその刑の全部の執行を猶予するときは、その者を補導処分に付することができる。

**(婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令の廃止)**

- 2 婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令(昭和二十二年勅令第九号)は、廃止する。
- 3 前項の規定の施行前にした同項に規定する勅令の違反行為の処罰については、同項の規定の施行後も、なお従前の例による。

**(地方条例との関係)**

- 4 地方公共団体の条例の規定で、売春又は売春の相手方となる行為その他売春に関する行為を処罰する旨を定めているものは、第二章の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。
- 5 前項に規定する条例の規定が、第二章の規定の施行と同時にその効力を失うこととなった場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定をしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

**附 則 略****附 則 (令和四年五月二日法律第五二号) 抄 (施行期日)**

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
- 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日
- 三 略
- 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

**(補導処分に付された者に係る措置)**

第五条 政府は、前条の規定による改正前の売春防止法(以下「旧売春防止法」という。)第十七条の規定により補導処分に付された者であって、施行日前に婦人補導院(附則第十条の規定による廃止前の婦人補導院法(昭和三十三年法律第十七号。附則第十一条において「旧婦人補導院法」という。)第一条第一項に規定する婦人補導院をいう。以下同じ。)から退院し、又は旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者以外のものが、施行日以後において必要に応じてこの法律に基づく支援を受けることができるよう、その者に対する当該支援に関する情報の提供、関係機関の連携を図るための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条 前条の者であって施行日前に婦人補導院に收容されたものについては、この法律の施行の時において刑の執行猶予の期間を経過したものとみなす。

- 2 旧売春防止法第五条の罪と他の罪とにつき懲役又は禁錮に処せられ、旧売春防止法第十七条の規定により補導処分に付された者については、刑法(明治四十年法律第四十五号)第五十四条第一項の規定により旧売春防止法第五条の罪の刑によつ

- 2 補導処分に付された者は、婦人補導院に收容し、その更生のために必要な補導を行う。

**(補導処分の期間)**

第十八条 補導処分の期間は、六月とする。

**(保護観察との関係)**

第十九条 第五条の罪のみを犯した者を補導処分に付するときは、刑法第二十五条の二第一項の規定を適用しない。同法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて処断された者についても、同様とする。

**(補導処分の言渡)**

第二十条 裁判所は、補導処分に付するときは、刑の言渡と同時に、判決でその言渡をしなければならない。

**(勾留状の効力)**

第二十一条 補導処分に付する旨の判決の宣告があつたときは、刑事訴訟法(昭和三十二年法律第三十一号)第三百四十三条から第三百四十五条までの規定を適用しない。

**(收容)**

第二十二条 補導処分に付する旨の裁判が確定した場合において、收容のため必要があるときは、検察官は、收容状を発することができる。

- 2 收容状には、補導処分の言渡を受けた者の氏名、住居、年齢、收容すべき婦人補導院その他收容に必要な事項を記載し、これに裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を添えなければならない。
- 3 收容状は、検察官の指揮によつて、検察事務官、警察官又は婦人補導院の長若しくはその指名する婦人補導院の職員若しくは刑事施設の長若しくはその指名する刑事施設の職員が執行する。收容状を執行したときは、これに執行の日時、場所その他必要な事項を記載しなければならない。
- 4 收容状については、刑事訴訟法第七十一条、第七十三条第一項及び第三項並びに第七十四条の規定を準用する。

5 收容状によつて身体の拘束を受けた日数は、補導処分の期間に算入する。

6 検察官は、收容状を発したときは、補導処分に付する旨の裁判の執行を指揮することを要しない。

**(補導処分の競合)**

第二十三条 補導処分に付する旨の二以上の裁判が同時に又は時を異にして確定した場合において、二以上の確定裁判があることとなつた日以後に一の補導処分について執行(執行以外の身体の拘束でその日数が補導処分の期間に算入されるものを含む。)が行われたときは、その日数は、他の補導処分の期間に算入する。

**(生活環境の調整)**

第二十四条 保護観察所の長は、婦人補導院に收容されている者について、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うものとする。

- 2 前項の規定による措置については、更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第六十一条第一項及び第八十二条第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同項において準用する同法第三

て処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。

第七条 施行日前に婦人補導院から退院した者及び旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者に係る更生緊急保護(更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第八十五条第一項に規定する更生緊急保護をいう。次項において同じ。)及び刑執行終了者等に対する援助(刑法等の一部を改正する法律第六条の規定による改正後の更生保護法第八十八条の二に規定する援助をいう。同項において同じ。)については、なお従前の例による。ただし、更生保護法第八十六条第三項の規定は、適用しない。

2 前条第一項に規定する者に係る更生緊急保護及び刑執行終了者等に対する援助については、前項に規定する者の例による。

#### (婦人相談所に関する経過措置等)

第八条 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十四条第一項に規定する婦人相談所は、女性相談支援センターとみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条第三項第三号の一時保護及びその委託は、第九条第七項の規定により行われる同条第三項第二号の一時保護及びその委託とみなす。

2 この法律の施行後に行われる女性相談支援員の任用に当たっては、この法律の施行の際現に旧売春防止法第三十五条第一項又は第二項の規定により婦人相談員を委嘱されている者については、第十一条第三項に規定する人材として、その登用に特に配慮しなければならない。

3 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十六条に規定する婦人保護施設は、女性自立支援施設とみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条の収容保護及びその委託は、第十二条第二項の規定により行われる自立支援及びその委託とみなす。

#### (旧売春防止法に規定する費用に関する経過措置)

第九条 施行日前に行われ、又は行われるべきであった旧売春防止法第三十八条に規定する費用についての都道府県及び市の支弁並びに国の負担及び補助並びに旧売春防止法第三十九条に規定する費用についての都道府県の補助については、なお従前の例による。

#### (政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 略

十六条第二項中「刑事施設(労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設)又は少年院」とあるのは、「婦人補導院」と読み替えるものとする。

#### (仮退院を許す処分)

第二十五条 地方更生保護委員会(以下「地方委員会」という。)は、補導処分に付された者について、相当と認めるときは、決定をもつて、仮退院を許すことができる。

2 婦人補導院の長は、補導処分に付された者が収容されたときは、速やかに、その旨を地方委員会に通告しなければならない。

3 婦人補導院の長は、補導処分の執行のため収容している者について、仮退院を許すのを相当と認めるときは、地方委員会に対し、仮退院を許すべき旨の申出をしなければならない。

4 第一項の仮退院については、更生保護法第三条、第三十五条から第三十七条まで及び第三十九条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同法第三条中「交友関係、被害者等(犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被った者(以下この条において「被害者」という。)又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。))の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等」とあるのは「交友関係等」と、同法第三十五条第一項中「前条」とあるのは「売春防止法第二十五条第三項」と、同条第二項中「刑事施設(労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設)の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、同法第三十六条第二項中「刑事施設(労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設)又は少年院」とあるのは「婦人補導院」と、同法第三十七条第二項中「第八十二条第一項」とあるのは「売春防止法第二十四条第一項」と、同法第三十九条第三項中「第五十一条第二項第五号」とあるのは「売春防止法第二十六条第二項において準用する第五十一条第二項第五号」と、「第八十二条第一項」とあるのは「同法第二十四条第一項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「売春防止法第二十五条第一項」と、「刑事施設」とあるのは「婦人補導院」と読み替えるものとする。

#### (仮退院中の保護観察)

第二十六条 仮退院を許された者は、補導処分の残期間中、保護観察に付する。

2 前項の保護観察については、更生保護法第三条、第四十九条第一項及び第三項、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条第二項及び第三項、第五十三条第二項及び第三項、第五十四条第二項、第五十五条、第五十六条、第五十七条第一項(第五号に係る部分を除く。)及び第二項から第五項まで、第五十八条、第六十条から第六十四条まで並びに第六十五条の二から第六十五条の四までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「保護観察対象者」とあり、及び「少年院仮退院者又は仮釈放者」とあるのは「保護観察に付されている者」と、同法第三条中「交友関係、被害者等(犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被った者(以下この条にお

いて「被害者」という。)又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。)の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等」とあるのは「交友関係等」と、同法第四十九条第一項中「第五十七条及び」とあるのは「売春防止法第二十六条第二項において準用する第五十七条第一項(第五号に係る部分を除く。)及び第二項から第五項まで並びに」と、同法第五十条第一項第二号ハ中「、被害者等の被害を回復し、又は軽減するためにとった行動の状況その他」とあるのは「その他」と、同項第三号中「第三十九条第三項(第四十二条において準用する場合を含む。)又は第七十八条の二第一項において準用する第六十八条の七第一項」とあり、及び同項第四号中「第三十九条第三項(第四十二条及び第四十七条の三において準用する場合を含む。)又は第六十八条の七第一項(第七十八条の二第一項において準用する場合を含む。)」とあるのは「売春防止法第二十五条第四項において準用する第三十九条第三項」と、同法第五十一条第二項中「次条に定める場合を除き、第五十二条」とあるのは「第五十二条」と、「第七十二条第一項及び第七十三条の二第一項、刑法第二十六条の二、第二十七条の五及び第二十九条第一項並びに少年法第二十六条の四第一項及び第六十六条第一項」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項」と、同法第五十二条第三項中「少年院からの仮退院又は仮釈放」とあるのは「仮退院」と、同法第五十四条第二項中「刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、「第三十九条第一項の決定により懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者を釈放するとき、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなったこと(その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があるときは、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなったこと。次条第二項において同じ。)により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一条若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能期間の満了により保護処分執行のため収容している者を釈放するとき」とあるのは「売春防止法第二十五条第一項の決定により、補導処分執行のため収容している者を釈放するとき」と、同法第五十五条第二項中「刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、「懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者について第三十九条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項(その者が保護観察付一部猶予者である場合には、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を含む。)が定められたとき、保護観察付一部猶予者についてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなったことによる釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、又は保護処分執行のため収容している者について第四十一条の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能期間の満

了による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」とあるのは「補導処分の執行のため収容している者について、売春防止法第二十五条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」と、同法第六十三条第七項中「少年鑑別所」とあるのは「婦人補導院」と、同条第八項ただし書中「第六十八条の三第一項、第七十三条第一項、第七十三条の四第一項、第七十六条第一項又は第八十条第一項」とあるのは「売春防止法第二十七条第二項において準用する第七十三条第一項」と、同条第九項中「第七十一条の規定による申請、第七十三条の二第一項の決定又は第七十五条第一項の決定」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項の決定」と、同法第六十五条の三第一項中「第五十七条第一項」とあるのは「売春防止法第二十六条第二項において準用する第五十七条第一項（第五号に係る部分を除く。）」と読み替えるものとする。

#### (仮退院の取消し)

第二十七条 地方委員会は、保護観察所の長の申出により、仮退院中の者が遵守すべき事項を遵守しなかつたと認めるときは、決定をもつて、仮退院を取り消すことができる。

2 更生保護法第三条の規定は前項の規定による仮退院の取消しについて、同法第六十八条の三第四項の規定はこの項において準用する同法第七十三条第一項の規定による留置について、同法第七十三条（第四項を除く。）の規定は仮退院中の者について前項の申出がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三条中「交友関係、被害者等（犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被った者（以下この条において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等」とあるのは「交友関係等」と、同法第七十三条第一項中「第六十三条第二項又は第三項」とあるのは「売春防止法第二十六条第二項において準用する第六十三条第二項又は第三項」と、「同条の規定による申請」とあるのは「同法第二十七条第一項の決定」と、「少年鑑別所」とあるのは「婦人補導院」と、同条第三項中「第七十一条の規定による申請」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項の決定」と読み替えるものとする。

3 仮退院中の者が前項において準用する更生保護法第七十三条第一項の規定により留置されたときは、その留置の日数は、補導処分の期間に算入する。

4 仮退院が取り消されたときは、検察官は、収容のため再収容状を発することができる。

5 再収容状には、仮退院を取り消された者の氏名、住居、年齢、収容すべき婦人補導院その他収容に必要な事項を記載しなければならない。

6 再収容状については、第二十二條第三項から第五項までの規定を準用する。ただし、再収容状の執行は、同条第三項に規定する者のほか、保護観察官もすることができる。

#### (行政手続法の適用除外)

第二十七条の二 第二十四条から前条までの規定及び

第二十九条において準用する更生保護法の規定による処分及び行政指導については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章から第四章の二までの規定は、適用しない。

**(審査請求)**

第二十八条 この法律又はこの法律において準用する更生保護法の規定により地方委員会が決定をもつてした処分に不服がある者は、中央更生保護審査会に対し、審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求については更生保護法第九十三条から第九十五条までの規定を、同項に規定する処分の取消しの訴えについては同法第九十六条の規定を準用する。この場合において、同法第九十三条第一項中「少年院に」とあるのは「少年院若しくは婦人補導院に」と、同条中「又は少年院の長」とあるのは「少年院の長又は婦人補導院の長」と、同法第九十五条中「六十日」とあるのは「三十日」と読み替えるものとする。

**(更生保護法の準用)**

第二十九条 更生保護法第九十六条の二第一項の規定はこの法律又はこの法律において準用する更生保護法の規定による地方委員会又は保護観察所の長の処分又はその不作為についての審査請求について、更生保護法第九十七条の規定はこの法律又はこの法律において準用する更生保護法の規定により地方委員会が決定をもつてすることとされている処分に係る審理及び決定に関する記録について、更生保護法第九十八条第一項の規定は第二十六条第二項において準用する同法第六十一条第二項の規定による委託及び第二十六条第二項において準用する同法第六十二条第二項の規定による応急の救護に要した費用について、それぞれ準用する。

**(仮退院の効果)**

第三十条 仮退院を許された者が、仮退院を取り消されることなく、補導処分の残期間を経過したときは、その執行を受け終わったものとする。

**(更生緊急保護等)**

第三十一条 婦人補導院から退院した者及び前条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者については、更生保護法第八十五条第一項第一号に掲げる者とみなし、同条から同法第八十七条まで並びに同法第八十八条の二及び第九十八条の規定を適用する。この場合において、同法第八十五条第一項及び第四項並びに第八十六条第二項中「刑事上の手続又は保護処分」とあるのは「補導処分」と、同条第一項及び第二項中「収容中の者」とあるのは「婦人補導院に収容中の者」と、同項中「検察官、刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、同条第三項中「の刑事上の手続に關与した検察官又はその者が収容されていた刑事施設（労役場に留置されていた場合には、当該労役場が附置された刑事施設）の長若しくは少年院の長」とあるのは「が収容されていた婦人補導院の長」と、同項ただし書中「仮釈放の期間の満了によって前条第一項第一号に該当した者又は仮退院の終了により同項第九号に該当した者」とあるのは「売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者」とする。

**(執行猶予期間の短縮)**

第三十二条 婦人補導院から退院した者及び第三十条の規定により補導処分の執行を受け終つたとされた者については、退院の時又は補導処分の執行を受け終つたとされた時において刑の執行猶予の期間を経過したものとみなす。

2 第五条の罪と他の罪とにつき懲役又は禁錮こに処せられ、補導処分に付された者については、刑法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。

**(補導処分の失効)**

第三十三条 刑の執行猶予の期間が経過し、その他刑の言渡がその効力を失つたとき、又は刑の執行猶予の言渡が取り消されたときは、補導処分に付する旨の言渡は、その効力を失う。

**第四章 保護更生****(婦人相談所)**

第三十四条 都道府県は、婦人相談所を設置しなければならない。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、婦人相談所を設置することができる。

3 婦人相談所は、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子(以下「要保護女子」という。)の保護更生に関する事項について、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応ずること。

二 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。

三 要保護女子の一時保護を行うこと。

4 婦人相談所に、所長その他所要の職員を置く。

5 婦人相談所には、要保護女子を一時保護する施設を設けなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、婦人相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

**(婦人相談員)**

第三十五条 都道府県知事(婦人相談所を設置する指定都市の長を含む。第三十八条第一項第二号において同じ。)は、社会的信望があり、かつ、第三項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持つている者のうちから、婦人相談員を委嘱するものとする。

2 市長(婦人相談所を設置する指定都市の長を除く。)は、社会的信望があり、かつ、次項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持つている者のうちから、婦人相談員を委嘱することができる。

3 婦人相談員は、要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに付随する業務を行うものとする。

**(婦人保護施設)**

第三十六条 都道府県は、要保護女子を收容保護するための施設(以下「婦人保護施設」という。)を設置することができる。

**(婦人相談所長による報告等)**

第三十六条の二 婦人相談所長は、要保護女子であつて配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女



子及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村（特別区を含む。）の長に報告し、又は通知しなければならない。

**（民生委員等の協力）**

第三十七条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営むもの及び人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員は、この法律の施行に関し、婦人相談所及び婦人相談員に協力するものとする。

**（都道府県及び市の支弁）**

第三十八条 都道府県（婦人相談所を設置する指定都市を含む。第四十条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、次に掲げる費用（婦人相談所を設置する指定都市にあつては、第一号、第二号及び第五号に掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 婦人相談所に要する費用（第五号に掲げる費用を除く。）

二 都道府県知事の委嘱する婦人相談員に要する費用

三 都道府県の設置する婦人保護施設の設備に要する費用

四 都道府県の行う収容保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

五 婦人相談所の行う一時保護に要する費用

2 市（婦人相談所を設置する指定都市を除く。第四十条第二項第二号において同じ。）は、その長が委嘱する婦人相談員に要する費用を支弁しなければならない。

**（都道府県の補助）**

第三十九条 都道府県は、社会福祉法人の設置する婦人保護施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

**（国の負担及び補助）**

第四十条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が第三十八条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第五号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第三十八条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第二号及び第四号に掲げるもの（婦人相談所を設置する指定都市にあつては、同項第二号に掲げるものに限る。）

二 市が第三十八条第二項の規定により支弁した費用

**附 則 抄**

**（施行期日）**

1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。ただし、第二章及び附則第二項の規定は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2～5 略

**附 則 略**

## (4) 人身取引対策行動計画2022(抄)

人身取引は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められている。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復は非常に困難だからである。また、人身取引はしばしば国境を越えて行われる深刻な犯罪であり、人身取引の防止・対策の強化は国際社会が取り組むべき喫緊かつ共通の課題である。

人身取引について、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」(以下「人身取引議定書」という。)第3条は、次のとおり定義している。

### 第3条

- (a)「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。
- (b) (a)に規定する手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が(a)に規定する搾取について同意しているか否かを問わない。
- (c) 搾取の目的で児童を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することは、(a)に規定するいずれの手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなされる。
- (d)「児童」とは、十八歳未満のすべての者をいう。

政府は、こうした被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向け、平成16年4月には人身取引対策に関する関係省庁連絡会議を設置し、同年12月に同会議において「人身取引対策行動計画」を、平成21年12月には犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2009」を、また、平成26年12月には同会議において「人身取引対策行動計画2014」(以下「行動計画2014」という。)を策定したほか、関係閣僚を構成員とする人身取引対策推進会議を設置し、平成27年以降毎年開催するなど、一体となってその対策を推進してきた。また、我が国自身の取組の強化と国際社会の一致した協力を促進するため、平成29年には、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約及び人身取引議定書を締結したところである。

こうした取組の結果、我が国の人身取引対策は着実に前進し、一定の成果を上げてきたと言える。しかし、人身取引は非常に潜在性が強いものであることから、全ての被害者を認知できているものではないということ念頭に、引き続き、その認知・保護に積極的に取り組むとともに、加害者の摘発等を強力に推進していく必要がある。

また、外国人材の適切な受入れに際しての人権保護

令和4年12月20日 犯罪対策閣僚会議決定の強化も念頭に人身取引対策に積極的に取り組んでいくことは外国人との共生社会の実現に資するものであるほか、これまで我が国で保護された人身取引の被害者は女性がその多くを占めているところ、その対策は女性への暴力根絶、ひいては全ての人が生きがいを感じられる社会の実現にも資するものとなる。

そこで、行動計画2014が、既に終了した2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を視野に入れて策定されたものであること、人身取引議定書第9条第1項の規定も踏まえ、この際、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となった総合的かつ包括的な人身取引対策を更に推進するため、新たに「人身取引対策行動計画2022」を策定し、人身取引の根絶を目指すこととする。

## 3. 人身取引被害者の認知の推進

### (1)「被害者の認知に関する措置」に基づく取組の推進

(略)

警察相談専用電話(＃9110)や匿名通報ダイヤル等の警察の窓口、各地方出入国在留管理局・支局、外国人在留総合インフォメーションセンターにおける相談窓口や人権擁護に関する相談窓口、技能実習生からの相談を受ける外国人技能実習機構の相談窓口、労働基準監督署、婦人相談所や児童相談所等の性的搾取、労働搾取等を受けている女性、児童及び外国人からの相談や被害申告、通報等を受けることとなる各種窓口において、人身取引が疑われる事案を見逃すことのないよう、関係行政機関において、各窓口の役割、対応等を把握した上で連携を図り、事案に応じた適切な対応に努める。

相談には、できる限り母国語で対応するとともに、相談者等が同性を希望する場合には同性の職員が対応するなど、相談者等が相談しやすい環境を作るよう努める。

## 5. 人身取引被害者の保護・支援

### (3) 被害者への支援

#### ② 婦人相談所等における一時保護・援助等の一層の充実

婦人相談所等により人身取引被害女性への保護を行い、安全の確保及び心身の健康状態に配慮した心理的ケア等の対応を行うとともに、外国人被害者である場合には、出身国の大使館や外国人支援を行う民間団体、IOM等の関係機関等と連携・協力を図りながら、言葉の問題や生活習慣、食事の違いにも適切に対応し、きめ細かい支援を図る。

#### ⑥ 外国人被害者の自主的帰国・社会復帰支援

本国への帰国を希望する外国人被害者の帰国を更に円滑にするため、国際移住機関(IOM)、被害者出身国の在京大使館、婦人相談所、民間シェルター等との情報交換と連携を一層密にしながら、被害者の保護及び帰国支援に取り組むとともに、各種会議、研修及び日常業務を通じて、継続的な情報交換・意思疎通を図る。また、出身国大使館等から帰国用渡航文書が速やかに発給されるよう関係各国との情報交換を推進する。

## (5) ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)

令和6年4月1日施行

令和4年法律第52号による改正

を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

3 この法律において「位置情報無承諾取得等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

一 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

二 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

4 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等(第一項第一号から第四号まで及び第五号(電子メールの送信等に係る部分に限る。))に掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。)又は位置情報無承諾取得等を反復してすることをいう。

**(つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をして不安を覚えさせることの禁止)**

第三条 何人も、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。

**(警告)**

第四条 警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長(以下「警察本部長等」という。)は、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされたとして当該つきまとい等又は位置情報無承諾取得等に係る警告を求める旨の申出を受けた場合において、当該申出に係る前条の規定に違反する行為があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。

2 一の警察本部長等が前項の規定による警告(以下「警告」という。)をした場合には、他の警察本部長等は、当該警告を受けた者に対し、当該警告に係る前条の規定に違反する行為について警告をすることができない。

**(目的)**

第一条 この法律は、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする。

**(定義)**

第二条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その現に所在する場所若しくは通常所在する場所(以下「住居等」という。)の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。

四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、文書を送付し、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。)の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報

- 3 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を第一項の申出をした者に通知しなければならない。
- 4 警察本部長等は、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を第一項の申出をした者に書面により通知しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び警告の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

#### (禁止命令等)

第五条 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、第三条の規定に違反する行為があった場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、その相手方の申出により、又は職権で、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 更に反復して当該行為をしてはならないこと。
- 二 更に反復して当該行為が行われることを防止するために必要な事項
- 2 公安委員会は、前項の規定による命令(以下「禁止命令等」という。)をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 3 公安委員会は、第一項に規定する場合において、第三条の規定に違反する行為の相手方の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、前項及び行政手続法第十三条第一項の規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、当該相手方の申出により(当該相手方の身体の安全が害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、その申出により、又は職権で)、禁止命令等を行うことができる。この場合において、当該禁止命令等をした公安委員会は、意見の聴取を、当該禁止命令等をした日から起算して十五日以内(当該禁止命令等をした日から起算して十五日以内に次項において準用する同法第十五条第三項の規定により意見の聴取の通知を行った場合にあつては、当該通知が到達したものとみなされる日から十四日以内)に行わなければならない。
- 4 行政手続法第三章第二節(第二十八条を除く。)の規定は、公安委員会が前項後段の規定による意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同法第十五条第一項中「聴聞を行うべき期日までに相当な期間において」とあるのは「速やかに」と、同法第二十六条中「不利益処分の決定をするときは」とあるのは「ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第五条第三項後段の規定による意見の聴取を行ったとき」と、「参酌してこれをしなければ」とあるのは「考慮しなければ」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 5 一の公安委員会が禁止命令等をした場合には、他の公安委員会は、当該禁止命令等を受けた者に対し、当該禁止命令等に係る第三条の規定に違反する行為について禁止命令等を行うことができない。
- 6 公安委員会は、第一項又は第三項の申出を受けた

場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならない。

- 7 公安委員会は、第一項又は第三項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならない。
  - 8 禁止命令等の効力は、禁止命令等をした日から起算して一年とする。
  - 9 公安委員会は、禁止命令等をした場合において、前項の期間の経過後、当該禁止命令等を継続する必要があると認めるときは、当該禁止命令等に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方の申出により、又は職権で、当該禁止命令等の有効期間を一年間延長することができる。当該延長に係る期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。
  - 10 第二項の規定は禁止命令等の有効期間の延長をしようとする場合について、第六項及び第七項の規定は前項の申出を受けた場合について準用する。この場合において、第六項中「禁止命令等」とあるのは「第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分を」と、「当該禁止命令等の」とあるのは「当該処分の」と、第七項中「禁止命令等」とあるのは「第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分」と読み替えるものとする。
  - 11 禁止命令等又は第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分は、国家公安委員会規則で定める書類を送達して行う。ただし、緊急を要するため当該書類を送達するいとまがないときは、口頭ですることができる。
  - 12 前項の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合には、当該禁止命令等又は当該処分をする公安委員会は、その送達に代えて公示送達をすることができる。
  - 13 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び公安委員会がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示して行う。
  - 14 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して二週間を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。
  - 15 前各項に定めるもののほか、禁止命令等、第三項後段の規定による意見の聴取及び第十一項の規定による送達の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。
- #### (ストーカー行為等に係る情報提供の禁止)
- 第六条 何人も、ストーカー行為又は第三条の規定に違反する行為(以下「ストーカー行為等」という。)をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該ストーカー行為等の相手方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるものを提供してはならない。
- #### (警察本部長等の援助等)
- 第七条 警察本部長等は、ストーカー行為等の相手方から当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出

を相当と認めるときは、当該相手方に対し、当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための措置の教示その他国家公安委員会規則で定める必要な援助を行うものとする。

- 2 警察本部長等は、前項の援助を行うに当たっては、関係行政機関又は関係のある公私の団体と緊密な連携を図るよう努めなければならない。
- 3 警察本部長等は、第一項に定めるもののほか、ストーカー行為等に係る被害を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 第一項及び第二項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び援助の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

#### (職務関係者による配慮等)

第八条 ストーカー行為等に係る相手方の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、当該ストーカー行為等の相手方の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、ストーカー行為等の相手方の人権、ストーカー行為等の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。
- 3 国、地方公共団体等は、前二項に規定するもののほか、その保有する個人情報の管理について、ストーカー行為等の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (国、地方公共団体、関係事業者等の支援)

第九条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の相手方に対する女性相談支援センターその他適切な施設による支援、民間の施設における滞在についての支援及び公的賃貸住宅への入居についての配慮に努めなければならない。

- 2 ストーカー行為等に係る役務の提供を行った関係事業者は、当該ストーカー行為等の相手方からの求めに応じて、当該ストーカー行為等が行われることを防止するための措置を講ずること等に努めるものとする。
- 3 ストーカー行為等が行われている場合には、当該ストーカー行為等が行われている地域の住民は、当該ストーカー行為等の相手方に対する援助に努めるものとする。

#### (調査研究の推進)

第十条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等をした者を更生させるための方法、ストーカー行為等の相手方の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進に努めなければならない。

#### (ストーカー行為等の防止等に資するためのその他の措置)

第十一条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止及びストーカー行為等の相手方の保護に資するための次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 ストーカー行為等の実態の把握
- 二 人材の養成及び資質の向上
- 三 教育活動、広報活動等を通じた知識の普及及び啓発
- 四 民間の自主的な組織活動との連携協力及びその支援

#### (支援等を図るための措置)

第十二条 国及び地方公共団体は、第九条第一項及び前二条の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (報告徴収等)

第十三条 警察本部長等は、警告をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、第四条第一項の申出に係る第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。

- 2 公安委員会は、禁止命令等(第五条第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分を含む。)をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。

#### (禁止命令等を行う公安委員会等)

第十四条 この法律における公安委員会は、禁止命令等及び第五条第二項の聴聞に関しては、当該禁止命令等及び同項の聴聞に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方の住所若しくは居所若しくは当該禁止命令等及び第五条第二項の聴聞に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する公安委員会とする。

- 2 公安委員会は、第五条第二項の聴聞を終了しているときは、次に掲げる事由が生じた場合であっても、当該聴聞に係る禁止命令等を行うことができるものとし、当該他の公安委員会は、前項の規定にかかわらず、当該聴聞に係る禁止命令等を行うことができないものとする。

一 当該聴聞に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方がその住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。

二 当該聴聞に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為をした者がその住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。

- 3 この法律における警察本部長等は、警告に関しては、当該警告に係る第四条第一項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する警察本部長等とする。

#### (方面公安委員会への権限の委任)

第十五条 この法律により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に委任することができる。

#### (方面本部長への権限の委任)

第十六条 この法律により道警察本部長の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面本部長

に行わせることができる。

**（公安委員会の事務の委任）**

第十七条 この法律により公安委員会の権限に属する事務は、警察本部長等に行わせることができる。

2 方面公安委員会は、第十五条の規定により道公安委員会から委任された事務のうち、前項の事務を方面本部長又は警察署長に行わせることができる。

**（罰則）**

第十八条 ストーカー行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十九条 禁止命令等（第五条第一項第一号に係るものに限る。以下同じ。）に違反してストーカー行為をした者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定するもののほか、禁止命令等に違反してつきまとい等又は位置情報無承諾取得等を行うことにより、ストーカー行為をした者も、同項と同様とする。

第二十条 前条に規定するもののほか、禁止命令等に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**（適用上の注意）**

第二十一条 この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。

**（6）児童福祉法（抄）（昭和 22 年法律第 164 号）**

令和 6 年 4 月 1 日施行

令和 5 年法律第 63 号による改正

営の確保に資するため、内閣府令の定めるところにより、母子生活支援施設の設置者、設備及び運営の状況その他の内閣府令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

**第一章 総則**

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

**第二章 福祉の保障****第三節 助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所等**

第二十三条 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の適用等適切な保護を行わなければならない。

② 前項に規定する保護者であつて母子生活支援施設における保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）を希望するものは、内閣府令の定めるところにより、入所を希望する母子生活支援施設その他内閣府令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合において、母子生活支援施設は、内閣府令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

③ 都道府県等は、前項に規定する保護者が特別な事情により当該都道府県等の設置する福祉事務所の所管区域外の母子生活支援施設への入所を希望するときは、当該施設への入所について必要な連絡及び調整を図らなければならない。

④ 都道府県等は、第二十五条の七第二項第三号、第二十五条の八第三号若しくは第二十六条第一項第五号又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十条の規定による報告又は通知を受けた保護者及び児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、母子保護の実施の申込みを勧奨しなければならない。

⑤ 都道府県等は、第一項に規定する保護者の母子生活支援施設の選択及び母子生活支援施設の適正な運

（7）児童の虐待の防止に関する法律（抄）（平成12年法律第82号）

令和6年4月1日施行

令和4年法律第102号による改正

（目的）

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（児童虐待の定義）

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（児童に対する虐待の禁止）

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター（次条第一項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。）、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の

職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合には、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 8 何人も、児童の健全な成長のために、家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあ



ることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。
- 4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するよう努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。
- 5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

#### （児童虐待に係る通告）

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

#### （資料又は情報の提供）

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

**(8) 神奈川県立女性相談支援センター条例 (昭和 39 年神奈川県条例第 26 号)**

令和 6 年 4 月 1 日施行  
令和 6 年神奈川県条例第 33 号による改正

**(趣旨)**

第 1 条 この条例は、神奈川県立女性相談支援センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

**(設置)**

第 2 条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (令和 4 年法律第 52 号。以下「法」という。) 第 2 条に規定する困難な問題を抱える女性に対し、法第 9 条第 3 項に規定する相談、一時保護等を行うとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成 13 年法律第 31 号) 第 3 条第 3 項 (同法第 28 条の 2 において読み替えて準用する場合を含む。) に規定する相談、一時保護等を行うため、神奈川県立女性相談支援センター (以下「センター」という。) を横浜市に設置する。

2 センターは、法第 9 条第 1 項に基づく女性相談支援センターとする。

**(一時保護施設の入所の承認)**

第 3 条 センターの一時保護施設に入所しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項の承認を与えないことができる。

- (1) 伝染性の疾患があつて、他の入所者に影響を及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 心身に障害があつて、他人の介護を必要とする者又はセンターにおいて適切な支援を行うことができない者
- (3) その他入所させることがセンターの管理上支障があると認められる者

**(退所)**

第 4 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、一時保護施設から退所を命ずることができる。

- (1) 一時保護の必要がなくなつたと認められる者
- (2) 前条第 2 項各号のいずれかに該当するに至つた者

**(委任)**

第 5 条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

**(9) 神奈川県女性自立支援施設条例(昭和39年神奈川県条例第27号)**

令和6年4月1日施行

令和6年神奈川県条例第34号による改正

**(趣旨)**

第1条 この条例は、神奈川県女性自立支援施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

**(設置)**

第2条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号。以下「法」という。)第12条第1項の規定に基づき、女性自立支援施設として、神奈川県女性自立支援施設(以下「女性自立支援施設」という。)を横浜市に設置する。

**(指定管理者による管理)**

第3条 女性自立支援施設の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- (1) 困難な問題を抱える女性(法第2条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。以下同じ。)の女性自立支援施設への入所及び保護に関する業務
- (2) 女性自立支援施設に入所した者(以下「入所者」という。)の心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助に関する業務
- (3) 入所者の自立の促進のための生活の支援に関する業務
- (4) 女性自立支援施設を退所した者についての援助に関する業務
- (5) 入所者が同伴する児童への学習及び生活の支援に関する業務
- (6) 女性自立支援施設の施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務

**(指定管理者の指定の申請)**

第4条 指定管理者の指定を受けようとする者は、法人の名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を、知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 法人の定款又はこれに準ずる書類及び登記事項証明書
  - (2) 知事が指定する事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他法人の事業及び経営の状況を明らかにする書類
  - (3) 法人の組織及び運営に関する事項を記載した書類
  - (4) 指定管理業務の実施の計画及び方法を記載した書類
  - (5) 知事が指定する事業年度における事業計画書及び収支予算書
  - (6) 指定の申請に関する法人の意思の決定を証する書類
  - (7) その他知事が必要と認める書類

**(指定管理者の指定の基準)**

第5条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により女性自立支援施設の指定管理者として最も適切であると認めた者を指定管理者として指定する。

- (1) 住民の平等利用が確保されること。
- (2) 県内に事務所を有する法人であること。

(3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。

- (4) 指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (5) 安定した経営基盤を有していること。
- (6) 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理業務が効果的かつ効率的に行われるものであることを判断するために必要なものとして規則で定める基準

**(指定管理者の指定の告示)**

第6条 知事は、前条の規定により指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

- 2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

**(管理の基準等)**

第7条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 施設等の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- 2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
  - (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
  - (2) 指定管理業務の実施に関する事項
  - (3) 指定管理業務の実績報告に関する事項
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理業務の実施に関し必要な事項

**(指定管理者の指定の取消し等)**

第8条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。
- (2) 第5条各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- (3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。
- 2 知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

**(入所できる者)**

第9条 女性自立支援施設に入所することができる者は、神奈川県立女性相談支援センター所長が保護し、及び自立支援(法第12条第1項に規定する自立支援をいう。)を行うことを適当と判断した困難な問題を抱える女性で入所することに本人が同意したもの

とする。

**(入所の承認)**

第 10 条 女性自立支援施設に入所しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項の承認を与えないことができる。

- (1) 伝染性の疾患があつて、他の入所者に影響を及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 心身に障害があつて、他人の介護を必要とする者又は女性自立支援施設において適切な支援を行うことができない者
- (3) その他女性自立支援施設の管理上支障があると認められる者

**(退所)**

第 11 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、退所を命ずることができる。

- (1) 保護の必要がなくなつたと認められる者
- (2) 前条第 2 項各号のいずれかに該当するに至つた者

**(委任)**

第 12 条 この条例に定めるもののほか、女性自立支援施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

**(10)女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第2号)**

令和6年4月1日施行

令和6年神奈川県条例第35号による改正

のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。同項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。)としなければならない。

**(趣旨)**

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項の規定に基づき、女性自立支援施設(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。)の設備の規模及び構造並びに運営に関する基準を定めるものとする。

**(基本方針)**

第2条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

**(設備及び運営の向上)**

第3条 女性自立支援施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

**(職員配置の基準)**

第4条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号の職員を置かないことができる。

- (1)施設長 1
- (2)入所者の自立支援(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下「法」という。)第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。)を行う職員 2以上
- (3)栄養士又は調理員 1以上
- (4)看護師又は心理療法担当職員 1以上
- (5)事務員 1以上
- (6)施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数
- 2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

**(施設長の資格要件)**

第5条 施設長は、女性自立支援施設を運営するに当たって女性の人権に関する高い識見と専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1)社会福祉事業の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは法第2条に規定する困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に3年以上従事した者であること。
- (2)罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。
- (3)心身ともに健全な者であること。

**(構造設備の一般原則)**

第6条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

**(設備の基準)**

第7条 女性自立支援施設の建物(入所者の日常生活

- 2 前項の規定にかかわらず、女性自立支援施設の建物が木造かつ平屋建てである場合において、規則で定める要件を満たし、火災に係る入所者の安全性が確保されているものと知事が認めるときは、当該女性自立支援施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 3 知事は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴かななければならない。
- 4 女性自立支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1)居室
- (2)事務室
- (3)相談室
- (4)宿直室
- (5)集会室兼談話室
- (6)静養室
- (7)医務室
- (8)作業室
- (9)食堂
- (10)調理室
- (11)洗面所
- (12)浴室
- (13)便所
- (14)洗濯室
- (15)消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

5 前項第1号、第3号、第7号、第9号及び第10号に掲げる設備は、次の基準を満たさなければならない。

- (1)居室
  - ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等に係る部分を除き、おおむね9.9平方メートル以上とすること。
  - イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
  - ウ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、入所者ごとに身の回り品を収納することができる設備を設けること。ただし、寝台を設ける場合は、寝具を収納するための設備を設けることを要しない。
- (2)相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3)医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。
- (4)食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他常に食堂及び調理室の清潔を保持するために必要な措置を講じること。

6 前各項に規定するもののほか、女性自立支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1)廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(2) 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

**(居室の入所定員)**

第 8 条 一の居室に入所させる定員は、原則 1 人とする。

2 女性自立支援施設への入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を 2 人以上とすることができる。

**(自立支援等)**

第 9 条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康の回復及び生活(就労及び就学を含む。)に関する支援を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況並びに本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに計画を作成しなければならない。

**(食事の提供)**

第 10 条 女性自立支援施設は、食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好(し)好を考慮しなければならない。

2 女性自立支援施設は、あらかじめ作成された献立に従って調理を行わなければならない。

**(給付金として支払を受けた金銭の管理)**

第 11 条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る規則で定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

(2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

(4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

**(関係機関等との連携)**

第 12 条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所(社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和 41 年法律第 132 号)第 2 条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成 16 年法律第 74 号)第 13 条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶

者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

**(非常災害対策)**

第 13 条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画(第 15 条第 4 項において「非常災害計画」という。)を策定しなければならない。

2 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、避難訓練及び消火訓練を毎月 1 回以上、救出訓練その他必要な訓練を定期的に行わなければならない。

**(安全計画の策定等)**

第 14 条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画(以下この条及び次条第 4 項において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

**(業務継続計画の策定等)**

第 15 条 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

**(保健衛生)**

第 16 条 女性自立支援施設は、入所者に対し、毎年 2 回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しない

ように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければならない。

**(秘密保持等)**

第 17 条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は、職員であった者が正当な理由なくその業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

**(苦情への対応)**

第 18 条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 女性自立支援施設は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

**(帳簿の整備)**

第 19 条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しなければならない。

**(電磁的記録)**

第 20 条 女性自立支援施設は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(11) 神奈川県男女共同参画推進条例(平成14年神奈川県条例第8号)

令和3年10月1日施行  
令和3年3月30日条例第25号による改正

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)男女共同参画 男女が、互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2)事業者 事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。
- (3)積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (4)セクシュアル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動により相手方の職場、家庭、学校、地域その他の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(男女共同参画を推進するための理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ性別によるいかなる権利侵害も受けないこと、あらゆる場において男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、男女が社会のあらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と職業生活その他の社会生活等との調和を図ることができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する理念(以下「条例の理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、市町村、事業者及び県民と協力して実施するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、条例の理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進を図るものとする。

- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、条例の理念にのっとり、あらゆる分野において男女が共に責任を担い、及び互いに協力するとともに、男女共同参画の推進を阻害する行為を行わないよう努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害行為の禁止)

第7条 何人も、職場、家庭、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、異性に対する暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。)その他の性別による権利侵害行為を行ってはならない。

(セクシュアル・ハラスメントの禁止等)

第8条 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

- 2 事業者は、事業活動を行うに当たり、その使用する者が当該事業の執行に際し、第三者(取引先の従業員、施設利用者、生徒等を含む。)に対しセクシュアル・ハラスメントを行わないよう必要な配慮に努めなければならない。

(情報を読み解く能力の向上)

第9条 県は、県民が、男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現に関し、提供される情報を主体的に解釈し、及び評価するための能力の向上を図ろうとする取組に必要な施策を講じるものとする。

(男女共同参画の推進に関する届出等)

第10条 常時使用する従業員の数が規則で定める数の規模の事業所を県内に有する事業者は、毎年、当該事業所における男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める事業所については、この限りでない。

- (1)事業者の名称及び代表者並びに所在地
- (2)事業所の名称及び所在地並びに主たる業種
- (3)常時使用する従業員の数及びその職務区分別の数並びにそれらの男女別の数
- (4)専ら事業所全般又は事業所に設けられた組織の経営及び管理の業務に従事する者の数並びにその男女別の数
- (5)従業員の資質及び能力の向上を図るための教育訓練の実施状況
- (6)業務の遂行と家庭生活における活動との両立を支援するための措置の状況
- (7)セクシュアル・ハラスメントを防止するための措置の状況
- (8)その他規則で定める事項

- 2 知事は、前項の規定による届出をしていない事業者に対し、届出を行うべきことを勧告することができる。



**(報告の徴収)**

第 11 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条第 1 項の規定により届出があった事業者から必要な報告を求めることができる。

**(指導及び勧告)**

第 12 条 知事は、第 10 条第 1 項の規定により事業者から届出があった事業所のうち、相当の理由がないにもかかわらず、男女共同参画の推進の状況が著しく不良であると認められ、かつ、相当の期間を経過しても改善が認められないものがあるときは、当該事業所を有する事業者に対し、改善に関する指導又は勧告をすることができる。

**(情報の提供)**

第 13 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進の状況についての情報を県民及び事業者積極的に提供するものとする。

**(施策又は事業についての提案等の申出)**

第 14 条 県内に住所を有する者、県内に事業所を有する事業者その他規則で定める者で、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は事業についての提案、意見、要望、苦情等のあるものは、知事にその旨を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定により申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理を行うに当たり特に必要があると認めるときは、神奈川県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

**(審議会への諮問)**

第 15 条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)第 14 条第 1 項の規定による男女共同参画計画を策定し、又は改定しようとするときその他男女共同参画の推進に関する重要事項に関し決定を行おうとするときは、審議会の意見を聴くものとする。

**(委任)**

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条から第 12 条までの規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

**(附属機関の設置に関する条例の一部改正)**

2 附属機関の設置に関する条例(昭和 28 年神奈川県条例第 5 号)の一部を次のように改正する。  
別表知事の項神奈川県統計報告調整審議会の項の次に次のように加える。

審議会	神奈川県男女共同参画	男女共同参画の推進に関する重要事項及び神奈川県男女共同参画推進条例(平成 14 年神奈川県条例第 8 号)第 14 条第 1 項の規定により申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	12 人以内
-----	------------	--	--------

**(検討)**

3 知事は、平成 21 年 4 月 1 日から起算して 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検

討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則 (平成 20 年 7 月 22 日条例第 40 号)**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則 (平成 22 年 8 月 3 日条例第 48 号抄)**

**(施行期日)**

1 この条例は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和 3 年 3 月 30 日条例第 25 号)**

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条第 1 項の改正規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

**(12) 神奈川県共生推進本部の設置及び運営に関する要綱****(趣旨)**

第1条 この要綱は、神奈川県共生推進本部の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

**(設置)**

第2条 「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及、人権行政、男女共同参画社会の形成、当事者目線に立った障がい福祉など、共生社会の実現に向けた取組を総合的に推進するため、神奈川県共生推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

**(所掌事項)**

第3条 推進本部は、共生社会の実現に向けた取組に係る重要事項の総合的推進及び調整に関することを所掌する。

**(組織)**

第4条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長及び副本部長は、それぞれ知事、副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 推進本部は、本部長が必要に応じて、全部又は一部の構成員を招集し、これを主宰する。
- 5 本部長は、必要に応じ、関係局長等の出席又は関係部課長等の陪席を求めすることができる。
- 6 推進本部は、必要に応じ、外部有識者等の意見を聴取することができる。

**(推進会議)**

第5条 推進本部に共生社会施策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、次の事項を所掌する。
  - (1) 第3条に規定する推進本部の所掌事項の調整に関すること。
  - (2) その他、共生社会施策に係る事項の総合的推進に関すること。
- 3 推進会議は、別表第2に掲げる職にあるものをもって構成する。
- 4 共生推進本部室長は、必要に応じ関係職員の出席又は陪席を求めすることができる。

**(部会)**

第6条 推進会議は、推進本部の所掌事項に係る必要な検討を行うため、部会を置くことができる。

**(局等における推進体制)**

第7条 本部員は、推進本部の定めた方針等に基づき、又は自主的に、本部員が掌理する事務を分掌する局等（以下「局等」という。）における共生社会の実現に必要な方策について調査、検討し、その推進を図るものとする。

- 2 本部員は、前項の推進に当たり、必要に応じて、他の本部員と随時協議するものとする。
- 3 本部員は、局等における共生社会施策の推進の状況に関して、随時、推進本部に報告する。
- 4 局等における共生社会施策の推進に必要な事項は、当該本部員が定めることができる。

**(人権男女共同参画に係る推進)**

第8条 局等の人権施策及び男女共同参画施策に係る推進体制の整備を図るため、局等に人権男女共同参画施策統括責任者（以下「人権男女統括者」という。）

及び人権男女共同参画施策推進責任者（以下「人権男女責任者」という。）を置き、各所属に人権男女共同参画施策推進主任者兼研修指導者（以下「人権男女主任者」という。）を置く。

- 2 人権男女統括者は、別表第1の職にある者を充てる。ただし、理事（政策推進担当）、広報戦略担当局長、デジタル行政担当局長、共生担当局長、福祉子どもみらい局参事監（福祉企画担当）、企業庁長、及び教育長は除く。
- 3 人権男女統括者は、推進本部の決定を受けて、局等における人権施策及び男女共同参画施策について、統括的な責任者として、推進を図る。
- 4 人権男女責任者は、別表第3の職にある者を充てる。
- 5 人権男女責任者は、人権男女統括者の指揮監督の下、局等における人権施策及び男女共同参画施策について、各所属と調整し推進を図る。
- 6 人権男女主任者は、各所属の職員のうちから、所属長が指名する者とする。ただし、各地域県政総合センターの人権男女主任者は、各部の職員から各地域県政総合センター所長が指名する者とする。
- 7 人権男女主任者は、人権男女統括者の指揮監督の下、人権男女責任者と調整を行い、所属における人権施策及び男女共同参画施策の推進を図るとともに、人権及び男女共同参画についての研修を実施する。

**(当事者目線の障がい福祉に係る推進)**

第9条 別表第1に掲げる局等（以下「局」という。）

の当事者目線の障がい福祉に係る推進体制の整備を図るため、局に当事者目線の障がい福祉施策推進統括者（以下「当事者目線推進統括者」という。）及び当事者目線の障がい福祉施策推進責任者（以下「当事者目線推進責任者」という。）を置き、各所属に当事者目線の障がい福祉施策推進主任者兼研修指導者（以下「当事者目線推進主任者」という。）を置く。

- 2 当事者目線推進統括者は、別表第1の職にある者を充てる。ただし、「企業庁長」とあるのは「企業庁企業局長」と、「教育長」とあるのは「教育委員会教育局長」と読み替え、また「共生担当局長」及び「福祉子どもみらい局参事監（福祉企画担当）」は除く。
- 3 当事者目線推進統括者は、推進本部の決定を受けて、局における当事者目線の障がい福祉施策について、統括的な責任者として、推進を図る。
- 4 当事者目線推進責任者は、別表第3の職にある者を充てる。
- 5 当事者目線推進責任者は、当事者目線推進統括者の指揮監督のもと、局における当事者目線の障がい福祉施策について、各所属と調整し推進を図る。
- 6 当事者目線推進主任者は、各所属において、所属長が指名する職員を充てる。ただし、各地域県政総合センターの当事者目線推進主任者は、各地域県政総合センター所長が各部ごとに指名する職員を充てる。
- 7 当事者目線推進主任者は、当事者目線推進統括者の指揮監督のもと、当事者目線推進責任者と調整を行い、所属における当事者目線の障がい福祉施策の推進を図るとともに、当事者目線の障がい福祉についての研修を実施する。

(庶務)

第10条 推進本部の庶務は、共生推進本部室で処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表第3 (第8条関係)

職
政策局総務室企画調整担当課長
総務局総務室企画調整担当課長
くらし安全防災局総務室企画調整担当課長
国際文化観光局総務室企画調整担当課長
スポーツ局総務室管理担当課長
環境農政局総務室企画調整担当課長
福祉子どもみらい局総務室企画調整担当課長
健康医療局総務室企画調整担当課長
産業労働局総務室企画調整担当課長
県土整備局総務室企画調整担当課長
会計局会計課副課長
地域県政総合センター総務部長
企業庁企業局総務室企画調整担当課長
議会局総務課副課長
教育委員会教育局行政部行政課専任主幹
人事委員会事務局総務課副課長
監査事務局総務課副課長
労働委員会事務局審査調整課副課長
警察本部警務部警務課企画室長

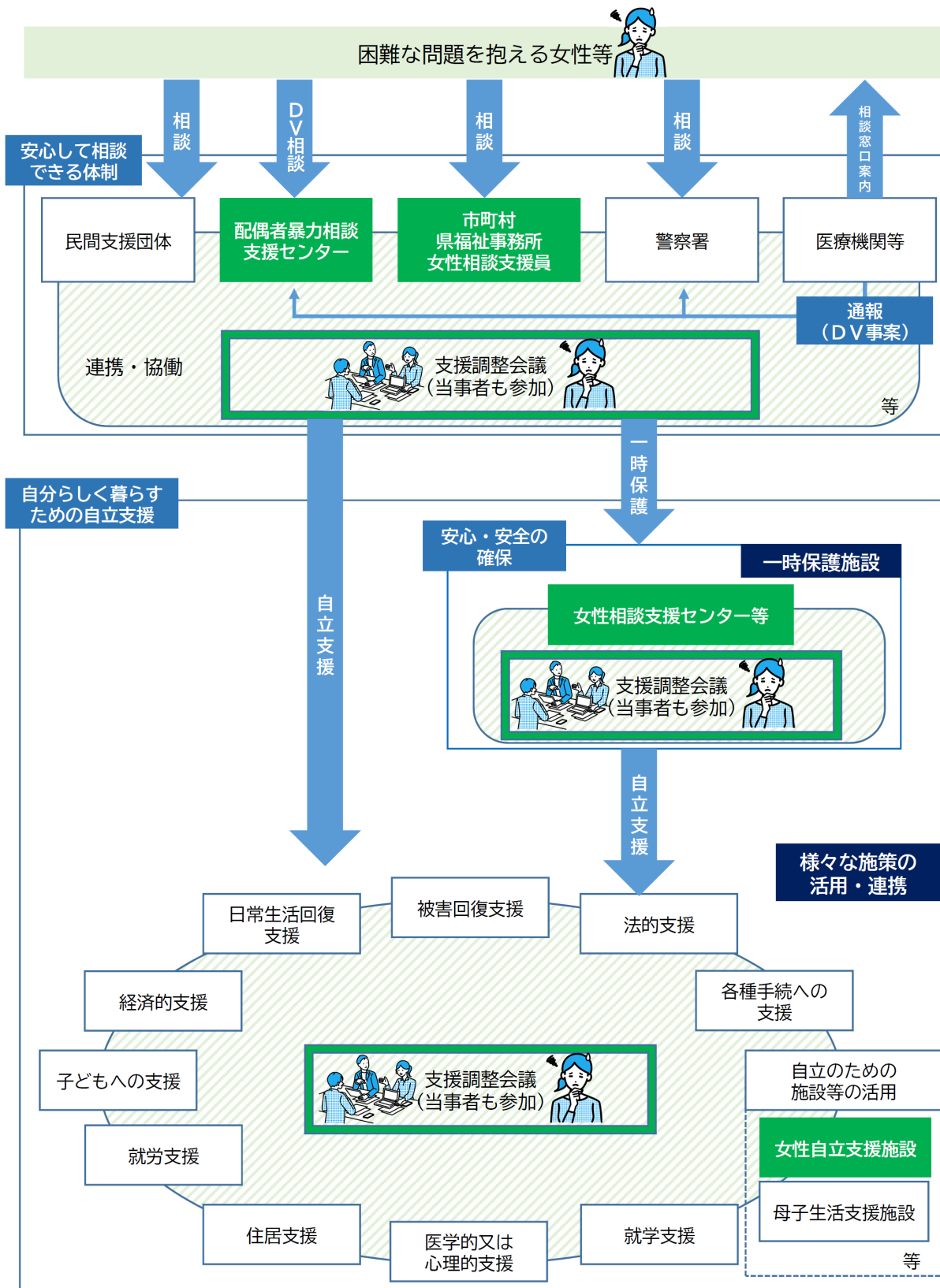
別表第1 (第4条関係)

職
理事(政策推進担当)
広報戦略担当局長
デジタル行政担当局長
共生担当局長
政策局長
総務局長
くらし安全防災局長
国際文化観光局長
スポーツ局長
環境農政局長
福祉子どもみらい局長
福祉子どもみらい局参事監(福祉企画担当)
健康医療局長
産業労働局長
県土整備局長
会計局長
横須賀三浦地域県政総合センター所長
県央地域県政総合センター所長
湘南地域県政総合センター所長
県西地域県政総合センター所長
企業庁長
企業局長
議会局長
教育長
教育局長
人事委員会事務局長
監査事務局長
労働委員会事務局長
警察本部長

別表第2 (第5条関係)

職
別表第1の局における副局長、副所長又はそれに準ずる者

## 8 神奈川県における女性支援の流れ



## 9 相談窓口一覧（令和6年4月1日現在）

県内のどこにお住まいでも構いません。最寄りの相談窓口にご相談ください。

神奈川県 女性相談

検索

## ドメスティック・バイオレンス（DV）についての相談窓口


## ■神奈川県配偶者暴力相談支援センター

※受付日は年末年始を除きます。

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
女性のためのDV相談 [かながわ男女共同参画センター (かなテラス)] ※面接相談は要予約	月～金（祝日除く）	9:00～21:00	0466-26-5550
	土・日（祝日除く）	9:00～17:00	
女性への暴力相談 [週末ホットライン]	土・日（祝日除く）	17:00～21:00	045-534-9551
	祝日	9:00～21:00	
多言語による相談（女性向け） （英語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ベンガル語、ミャンマー語、クメール語、ロシア語） ※言語によっては要予約	月～金（祝日除く）	10:00～17:00	090-8002-2949
男性被害者相談 ※面接相談は要予約	月～金（祝日除く）	9:00～21:00	045-662-4530
DVに悩む男性のための相談	月・木（祝日除く）	18:00～21:00	045-662-4531

## ■県共生推進本部室

※受付日は年末年始を除きます。

窓口名称	受付曜日	受付時間	ご相談はこちらから
かながわDV相談LINE (女性向け)	月・火・木・土 (祝日除く)	14:00～21:00	

## ■横浜市配偶者暴力相談支援センター

※受付日は年末年始を除きます。

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
横浜市DV相談支援センター (電話相談)	月～金（祝日除く）	9:30～16:30	045-671-4275
	月～金（祝日除く）	9:30～20:00	045-865-2040
	土・日・祝日 (第4木曜除く)	9:30～16:00	

## ■川崎市配偶者暴力相談支援センター

※受付日は年末年始を除きます。

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
川崎市DV相談支援センター (電話相談)	月～金（祝日除く）	9:30～16:30	044-200-0845

## ■相模原市配偶者暴力相談支援センター

※受付日は年末年始を除きます。

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
相模原市DV相談支援センター (電話相談)	毎日（第4月曜除く）	10:00～17:00 (火・木は18:00まで)	042-882-5990

■国の相談窓口

実施機関名	窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
内閣府 ※電話の他、メールやチャットでの相談も可 ※多言語での相談も可（チャットのみ）	DV相談+（プラス）	毎日	24時間 ※多言語相談は 12:00~22:00	0120-279-889  (電話以外のご相談はこちら) 
横浜地方方法務局 人権擁護課	女性の人権ホットライン	月～金（祝日・ 年末年始除く）	8:30～17:15	0570-070-810 (ナビダイヤル)
	インターネット人権相談 受付窓口（メール相談）	毎日	24時間	ご相談はこちら 
	SNS（LINE）による 人権相談	月～金	8:30～17:15	

■神奈川県警察 ※緊急の場合は、110番してください  
最寄りの警察署又は相談室にご相談ください。

加賀町	045-641-0110	泉	045-805-0110	大船	0467-46-0110
山手	045-623-0110	瀬谷	045-366-0110	藤沢	0466-24-0110
磯子	045-761-0110	横浜水上	045-212-0110	藤沢北	0466-45-0110
金沢	045-782-0110	川崎	044-222-0110	茅ヶ崎	0467-82-0110
南	045-742-0110	川崎臨港	044-266-0110	平塚	0463-31-0110
伊勢佐木	045-231-0110	幸	044-548-0110	大磯	0463-72-0110
戸部	045-324-0110	中原	044-722-0110	小田原	0465-32-0110
神奈川	045-441-0110	高津	044-822-0110	松田	0465-82-0110
鶴見	045-504-0110	宮前	044-853-0110	秦野	0463-83-0110
保土ヶ谷	045-335-0110	多摩	044-922-0110	伊勢原	0463-94-0110
旭	045-361-0110	麻生	044-951-0110	厚木	046-223-0110
港南	045-842-0110	横須賀	046-822-0110	大和	046-231-0110
港北	045-546-0110	田浦	046-861-0110	座間	046-256-0110
緑	045-932-0110	横須賀南	046-835-0110	海老名	046-232-0110
青葉	045-972-0110	三崎	046-881-0110	相模原	042-754-0110
都筑	045-949-0110	葉山	046-876-0110	相模原南	042-749-0110
戸塚	045-862-0110	逗子	046-871-0110	相模原北	042-700-0110
栄	045-894-0110	鎌倉	0467-23-0110	津久井	042-780-0110

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
警察総合相談室	毎日	24時間	#9110 又は 045-664-9110

## 女性のための県内の相談窓口

※受付日は年末年始を除きます。

実施機関名	名称	受付曜日	受付時間	電話番号	
県立女性相談支援センター	女性電話相談室 (一般相談)	月～金(祝日除く)	9:00～16:40	0570-550-594	
共生推進本部室	かながわ女性の不安・ 困りごと相談室	電話	月～金(祝日除く)	9:00～17:00	0467-46-2110 
		LINE	月・火(祝日除く)	10:00～13:00	
			木・金(祝日除く)	13:00～16:00	
男女共同参画センター横浜	心と体と生き方の 電話相談	火・水・金・土	9:30～16:00	045-871-8080	
		金(祝日除く)	18:00～20:00		
川崎市男女共同参画センター <すくらむ21>	女性のための総合相談	月～木(祝日除く)	10:00～15:00	044-811-8600 (ハロー・ウィメンズ 110番)	
		金(祝日除く)	15:00～20:00		
日(祝日除く)	12:00～17:00				
川崎市 人権オンブズパーソン	男女平等にかかわる 人権侵害に対する相談	月・水・金 (祝日除く)	13:00～19:00	044-813-3111	
		土(祝日除く)	9:00～15:00		
相模原市 人権・男女共同参画課	ソレイユさがみ 女性相談室	毎日 (第4月曜除く)	10:00～17:00	042-775-1777 (面接は要予約)	
横須賀市 こども家庭支援課	女性のためのDV相談	月～金(祝日除く)	10:00～16:00	046-822-8307	
デュオよこすか	女性のための相談室 (一般相談)	月・水・金	9:00～16:00	046-828-8177	
平塚市 人権・男女共同参画課	女性のための相談窓口	月～金(祝日除く)	9:30～16:00	0463-21-9611 (予約優先)	
鎌倉市地域共生課	女性相談 (電話・面接)	月～金(祝日除く)	10:00～13:00 14:00～16:30	0467-23-9311 (面接は要予約)	
藤沢市生活援護課	女性相談	月～金(祝日除く)	8:30～12:00 13:00～17:00	0466-50-3572	
小田原市 人権・男女共同参画課	女性相談	月～金(祝日除く)	9:30～11:30 13:00～16:30	0465-33-1737 (面接は要予約)	
茅ヶ崎市 多様性社会推進課	女性のための相談室	電話	月～金 (祝日除く)	10:00～16:00	0467-84-4772 (面接は要予約)
		面接	月～金 (祝日除く)	10:00～16:00 (第2・第4水曜日 13:00～16:00除く)	
逗子市市民協働課	女性相談	月～金(祝日除く)	9:30～12:00 13:30～16:00	046-873-5531	

※受付日は年末年始を除きます。

実施機関名	名称	受付曜日	受付時間	電話番号
三浦市市民協働課	女性相談	第2、第4水曜 (祝日の場合は前日火曜日)	10:00～15:00	046-882-1111 (内線312)で予約
秦野市市民相談人権課	女性のための悩み相談	月～木・第2土 (土曜日は電話面接 ともに完全予約制)	10:00～12:00 13:00～15:00	0463-83-1812 電話・面接の予約は 0463-82-7618
厚木市こども家庭センター	DV相談	月～金(祝日除く)	9:00～17:00	046-221-0182
	女性のための相談室 (一般相談)	月～金(祝日除く)	10:00～12:00 13:00～17:00	046-221-0123
大和市福祉事務所	DV相談	月～金(祝日除く)	9:30～16:30	046-260-5638
大和市市民相談課	女性の市民相談員 による心配ごと相談	月～金(祝日除く)	10:00～12:00 13:00～16:00	046-260-5104
伊勢原市福祉総務課	DV相談	月～金(祝日除く)	9:00～12:00 13:00～17:00	0463-91-9237
海老名市市民相談課	女性相談(DV相談)	月～金(祝日除く)	9:15～12:00 13:00～17:15	046-231-2224
座間市 人権男女共同参画課	女性相談(DV相談)	月～金(祝日除く)	9:00～12:00 13:00～17:15	046-252-8483
南足柄市女性センター	女性相談 (一般・DV相談)	月・火・木・金 (祝日除く)	10:00～12:00 13:00～17:00	0465-73-8211
綾瀬市市民課	女性相談(DV相談)	月～金(祝日除く)	10:00～12:15 13:00～16:45	0467-70-5605
葉山町町民健康課	DV相談	月～金(祝日除く)	14:00～17:00	046-877-1199 (専用電話)
寒川町町民窓口課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0467-74-1111 (代表)
大磯町町民課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0463-61-4100 (代表)
二宮町福祉保険課	一般相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0463-75-9289
中井町福祉課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0465-81-5548
大井町協働推進課	一般相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0465-85-5004
松田町子育て健康課	女性相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0465-84-5544
山北町福祉課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0465-75-3644
開成町福祉介護課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0465-84-0316
箱根町町民課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0460-85-7160
真鶴町政策推進課	一般相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0465-68-1131
湯河原町地域政策課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0465-63-2111
愛川町住民協働課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	046-285-2111
清川村子育て健康福祉課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	046-288-3861



## ■県保健福祉事務所

受付は、年末年始と祝日を除く、月～金曜日の8時30分～17時15分です。

名称	電話番号	受付時間	電話番号
平塚保健福祉事務所 生活福祉課	0463-32-0130	平塚保健福祉事務所 茅ヶ崎支所生活福祉課	0467-85-1173
鎌倉保健福祉事務所 保健福祉課	0467-24-3900	厚木保健福祉事務所 生活福祉課	046-224-1111
小田原保健福祉事務所 生活福祉課	0465-32-8000	小田原保健福祉事務所 足柄上センター生活福祉課	0465-83-5111

## ■横浜市福祉保健センター

受付は、年末年始と祝日を除く、月～金曜日の8時45分～17時です。

名称	電話番号	受付時間	電話番号
鶴見福祉保健センター	045-510-1840	金沢福祉保健センター	045-788-7772
神奈川福祉保健センター	045-411-7113	港北福祉保健センター	045-540-2319
西福祉保健センター	045-320-8402	緑福祉保健センター	045-930-2432
中福祉保健センター	045-224-8171	青葉福祉保健センター	045-978-2457
南福祉保健センター	045-341-1152	都筑福祉保健センター	045-948-2321
港南福祉保健センター	045-847-8410	戸塚福祉保健センター	045-866-8468
保土ヶ谷福祉保健センター	045-334-6352	栄福祉保健センター	045-894-8959
旭福祉保健センター	045-954-6117	泉福祉保健センター	045-800-2419
磯子福祉保健センター	045-750-2436	瀬谷福祉保健センター	045-367-5703

## ■川崎市区役所地域みまもり支援センター等

受付は、年末年始と祝日を除く、月～金曜日の8時30分～17時です。

名称	電話番号	受付時間	電話番号
川崎区役所地域みまもり支援センター	044-201-3206	高津区役所地域みまもり支援センター	044-861-3259
大師地区健康福祉ステーション	044-271-0145	宮前区役所地域みまもり支援センター	044-856-3308
田島地区健康福祉ステーション	044-322-1978	多摩区役所地域みまもり支援センター	044-935-3101
幸区役所地域みまもり支援センター	044-556-6693	麻生区役所地域みまもり支援センター	044-965-5160
中原区役所地域みまもり支援センター	044-744-3268		

## ■相模原市子育て支援センター



受付は、年末年始と祝日を除く、月～金曜日の9時～17時です。

名称	電話番号	受付時間	電話番号
緑子育て支援センター	042-775-8815	中央子育て支援センター	042-769-9221
南子育て支援センター	042-701-7700		

## 女性支援施策と関係が深い相談窓口

54 ページに掲載した「ウ 女性支援施策と関係が深い相談支援の推進」に記載している相談窓口です。

### (生活困窮者支援)

窓口名称	受付曜日	受付時間	ご相談はこちらから
さぼなびかながわ ※各相談窓口をまとめたポータルサイトです	—	—	
生活困窮者自立相談支援	※お住まいの地域により異なります。 詳しくはこちら。		

### (犯罪被害者、性犯罪・性暴力被害者支援)

窓口名称	受付曜日	受付時間	ご相談はこちらから
かながわ犯罪被害者 サポートステーション	月～土 (祝休日、年末年始、県民センターの休館日を除く)	9:00～17:00	045-311-4727
かながわ性犯罪・性暴力被害者 ワンストップ支援センター 「かならいん」	毎日	24 時間	#8891 (通話料無料) (NTT ひかり電話からは) 0120-8891-77 又は 045-322-7379
男性及び LGBTs 被害者のための 専門相談ダイヤル	火 (祝休日、年末年始除く)	16:00～20:00	045-548-5666


### (妊娠、出産)

窓口名称	受付曜日	受付時間	ご相談はこちらから
妊娠 SOS かながわ	電話	月、水、金 (年末年始除く)	16:00～21:00 045-212-1051
	LINE	毎日 (年末年始除く)	16:00～21:00 
神奈川県不妊・不育専門 相談相談センター	婦人科医師、 臨床心理士 等による面 接相談	※相談日による (相談日は こちら)	
		助産師による 電話相談	相談時間 14:00～16:15  相談時間 9:00～11:30

**(アルコールや薬物、ギャンブル等依存症)**

窓口名称	受付曜日	受付時間	ご相談はこちらから
依存症電話相談	月・火 (祝日、年末年始除く)	13:30～16:30	045-821-6937
依存症面接相談	金 (祝日、年末年始除く)	9:00～16:30	045-821-8822 (面接は要予約)



**(ひとり親家庭)**

窓口名称	受付曜日	受付時間	ご相談はこちらから
かながわひとり親家庭相談 LINE	火・木・土 (祝休日、年末年始除く)	14:00～21:00	


**(子ども・若者、ひきこもり)**

窓口名称	受付曜日	受付時間	ご相談はこちらから
かながわ子ども・若者総合相談センター	電話 面接	火～日 (年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00	045-242-8201
	LINE	火・木・土 (祝休日、年末年始除く)	14:00～21:00 
神奈川県ひきこもり地域支援センター	電話 面接	火～日 (年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00	045-242-8205
	LINE	火・木・土 (祝休日、年末年始除く)	14:00～21:00 

**(外国籍県民)**

窓口名称	受付曜日	受付時間	ご相談はこちらから
外国籍県民相談窓口	※言語等により異なります。 詳しくはこちら。		
外国人労働相談	※言語等により異なります。 詳しくはこちら。		

(障がい)			
窓口名称	受付曜日	受付時間	ご相談はこちらから
神奈川県障がい者差別相談窓口	月～金 (祝日、年末年始除く)	9:30～12:00 13:00～16:00	045-514-4772
かながわ医療的ケア 児支援センター	電話	※お住まいの地域により異なります。 詳しくはこちら。	
	LINE	月～金 (祝日、年末年始除く)	9:30～12:00 13:00～16:00 

(ケアラー)			
窓口名称	受付曜日	受付時間	ご相談はこちらから
かながわケアラー電話相談	水・金 (祝休日、年末年始除く)	10:00～20:00	045-212-0581
	日 (祝休日、年末年始除く)	10:00～16:00	
かながわヤングケアラー等 相談 LINE	月・火・木・土 (祝休日、年末年始除く)	14:00～21:00	

(性的マイノリティ)			
窓口名称	受付曜日	受付時間	ご相談はこちらから
かながわ SOGI 派遣相談	月～金 (祝日、年末年始除く)	8:30～17:15(予約) 10:00～17:00(相談)	045-210-3637 (派遣相談は要予約)





私たち一人ひとりの行動が、未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県

Kanagawa committed to SDGs



神奈川県

福祉子どもみらい局共生推進本部室

横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 電話(045)210-3640(直通) FAX(045)210-8832